

【電子契約サービス利用にあたっての確認事項】

借主、連帯保証人および担保提供者（以下、総称して「お客さま」といいます）は、本確認事項を承諾のうえ、株式会社横浜銀行（以下、「当行」といいます）が提供する電子契約サービス（以下、「本サービス」といいます）を利用します。

確認事項

1. 本サービスは、当行が本サービスの利用を認めたお客さまを対象とします。なお、当行は、本サービスの利用の申し込みについて承諾しない場合もありますが、その理由等については一切開示いたしません。また、本サービスの利用の申し込みを承諾した場合であっても、取引等の申し込みを承諾する義務を負いません。
2. お客さまは、本サービスの申し込みに際して、氏名・メールアドレス・携帯電話番号・その他必要な事項について、正確で完全な情報を当行へ届け出るものとします。
3. 本サービスを利用するにあたり、当行所定の電子契約手数料 5,500 円（税込み）を借主の預金口座から引き落とすものとします。本手続については、当行の普通預金取引規定または当座勘定規定に関わらず、普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出または当座小切手の振出をしないものとし、本取扱によって生じた損害はお客さまの負担とします。
4. 本サービスご利用にかかる初期費用・月額利用料は、前項に定められた電子契約手数料を除き無料です。電子印鑑 GMO サイン利用約款第 19 条に定められた料金も無料です。ただし通信料金、コンピュータ、その他機器等につきましては、お客さまにてご負担・ご用意いただきます。
5. 本サービスは、お客さまが届け出たメールアドレスに契約締結に必要な URL を送信し、お客さまがその URL にアクセスすることでメール認証が完了し、契約締結をおこないます。
6. お客さまは、本サービスの申し込みに際して当行に届け出た氏名・住所・携帯電話番号・その他の事項について変更があった場合、速やかに当行所定の本人確認手続きを実施のうえ、変更手続きをおこなうものとします。
7. 本サービスは、メンテナンス等の事由により、本サービスの全部または一部を利用することができない場合があります。
8. お客さまが本サービスを利用できない場合やその他やむを得ない事情が発生した場合、書面でのご契約手続きに変更し、住宅ローン契約締結手続きができるものとします。書面でのご契約手続きに変更される場合は、第 3 項に定められた電子契約手数料は不要ですが、印紙代をご負担いただきます。
9. お客さまは、端末へのセキュリティソフトの導入等のセキュリティ対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。
10. 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよび端末等の障害等、当行の責によらない事由により本サービスの提供に遅延・不能

などが生じたとしても、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

11. 当行は事前にお客さまに対して通知することなく、本サービスを停止・廃止できるものとし、そのためにお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行に届け出た連絡先に宛てて通知を発送・発信した場合には、これらが延着、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなし、お客さまは当行に対して一切の異議を述べず、お客さまに生じた損害について、その賠償の請求はおこなわないものとし、当行は責任を負いません。
12. 本確認事項に定めのない項目については、当行の各種取引に応じた規定等に定めるものとします。
13. 本サービスにてご契約された場合は、収入印紙を貼付した書面の契約書の写しを発行できません。地方自治体等で実施している補助金や助成金等の申請手続きについては、お客さまご自身で事前に各自治体等にご確認ください。本サービスで締結した契約書は、お客さまが届け出たメールアドレスに送信された締結後の契約書をダウンロードして保管してください。
14. 本確認事項は、金融情勢の変化等の事由などにより当行が必要と判断した場合、変更できるものとします。変更する場合、当行ウェブサイトへの掲載等当行所定の方法により公表します。

2025 年 5 月 19 日